

年 度	令和 5 年度 委 託 設 計 書				課 長	担当課長	係長	精算者	設計者
	設計月日	令和 5年 3月 8日 設計							
起 工 理 由									
位 置	明石市魚住町清水1番ほか				施 工 方 法 及 期 限	委 託			
事 業 名	公園維持管理事業					2023年3月31日 まで			
委 託 名	17号池魚住みんな公園芝生施肥ほか業務委託								
委 託 の 概 要	雑草除去業務 1式  芝生施肥業務 1式  除草作業業務 1式								
委 託 費	当初設計額		当初請負額		摘 要	前払金 無 部分払 無			
	第1回変更設計額		第1回変更請負額						
	増 減		増 減						

項目	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託費					
施肥(粒状)	7600	m2			
雑草除去(手抜き及び床土穴埋め)		人			
除草、集草、積込、運搬(人力)	300	m2			
除草、集草、積込、運搬(機械Ⅰ)	200	m2			
除草、集草、積込、運搬(機械Ⅱ)	2700	m2			
運搬費(明石クリーンセンター トラック2t積)	1	台			
処分費	1	t			
直接費計					
諸経費		%			

業務価格計					
消費税	1	式			10%
合計					

# 特記仕様書

## 1 委託の目的と概要

17号池魚住みんな公園芝生施肥ほか業務委託（以下「本業務」という。）は、17号池魚住みんな公園内にある緑のグラウンド芝生用地（以下「公園用地」という。）について、施肥及び17号池魚住みんな公園内の雑草除去をすることで公園用地を適正な状態に維持することを目的とする。施肥及び雑草除去を実施する箇所は、別添する図面の範囲とする。なお、実施する時期について、監督員と協議し承諾を受けること。

## 2 適用の範囲

本仕様書は、明石市（以下「甲」という。）が求める本業務の主要事項を示すものとする。

## 3 業務の遂行

受託業者（以下「乙」という。）は、本業務を行うにあたり、甲の意図を充分理解した上で経験のある業務主任担当者を定め、かつ適切な人員をもってこれに努めるものとする。

また、周辺環境に配慮した業務遂行に努めること。

## 4 作業計画書

乙は契約締結後速やかに作業計画書を提出し、甲の承諾を受けなければならない。

作業計画書には、工程表、現場組織表、緊急連絡体制、安全計画を明記しておかなければならない。

## 5 業務の指示及び監督

乙は本業務を行うにあたり、当該契約により甲が定める監督員と常に密接な連絡を取り合い、その指示及び監督を受けるものとする。

## 6 業務の承諾及び確認

乙は業務に着手するときは、監督人に連絡し承諾を受け、作業終了後確認を受けるものとする。

## 7 写真及び日報

乙は本業務を遂行するにあたり、作業別に同一位置及び同一方向から作業前・作業中・作業後を写真撮影し、整理するものとする。

なお黒板の表示は、業務名・作業年月日・作業内容（複数回ある作業については毎回同一場所で撮影し、全体で何回あるうちの何回目なのかを表示する。）を明記するものとする。

また、その都度作業日報に正確に記入するものとし、作業日報は、本業務の完了までに監督員に提出するものとする。

## 8 工程管理

乙は本業務の実施にあたり十分な工程管理をするために、月間工程表を作成しなければならない。工程表は契約締結時に提出すること。

## 9 安全管理

乙は本業務の遂行にあたって、第3者及び作業者の安全を確保しなければならない。日曜祝日などは、緊急のものを除き作業は行わないこと。

なお、作業中における事故防止に関するマニュアルを作成し、作業計画書に添付のこと。

## 10 施肥（粒状）

本業務委託費に施肥（粒状）1回分の費用が含まれている。施肥の範囲は別紙図面に記載の緑のグラウンド芝生範囲である。施肥の種類については、現場に対応したものを協議のうえ決定すること。

## 11 除草作業

除草作業の範囲は別紙図面に示すA～Hのとおりである。除草範囲には高木、建築物及びベンチ等が設置されている箇所もあるため、留意すること。

## 12 雑草除去

雑草除去の範囲については、多目的グラウンド及び緑のグラウンド黒土範囲である。

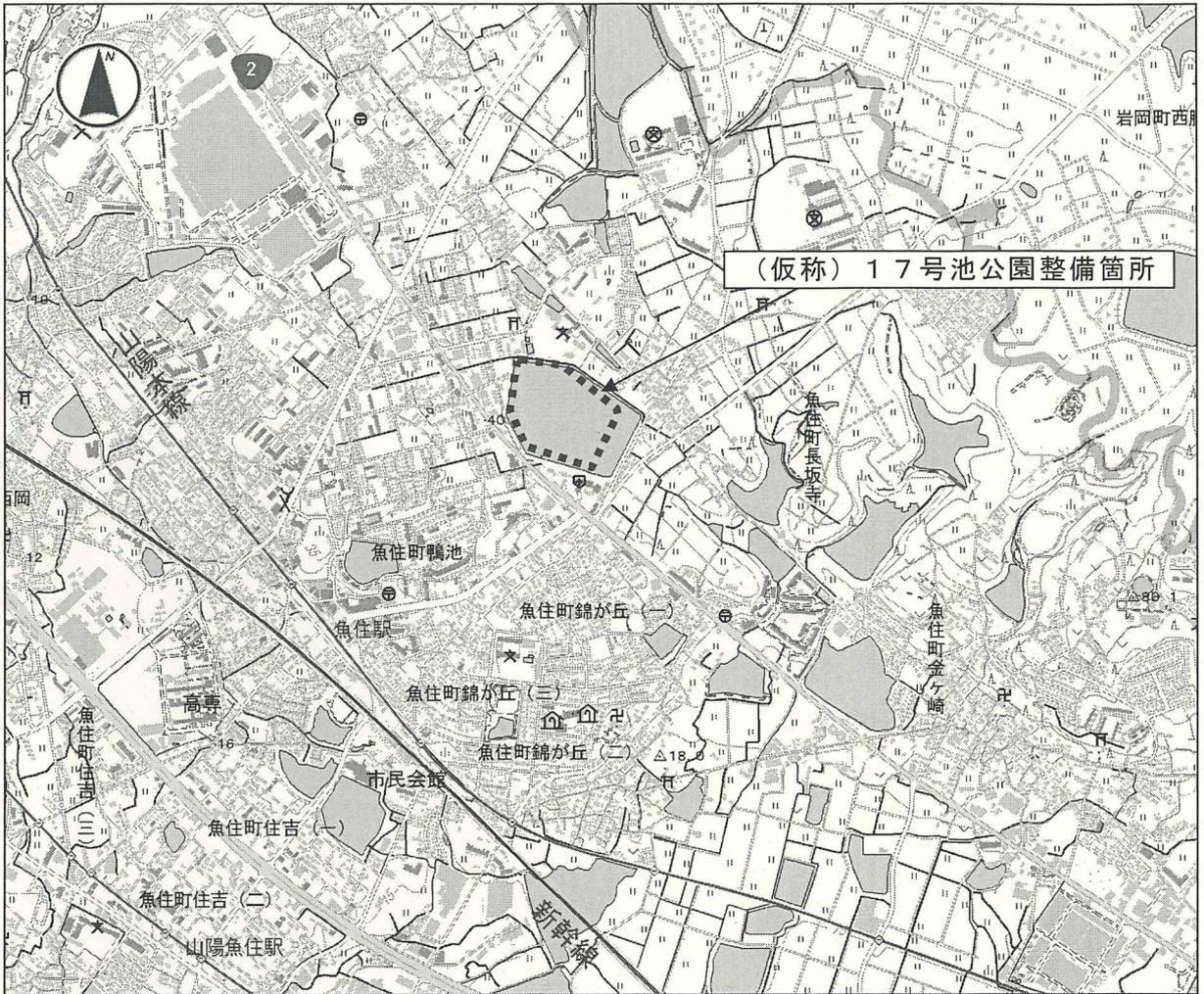
## 13 廃棄物処理

本業務により発生した雑草除去ごみは、現場内にて集積、積み込みし、明石クリーンセンターへ搬出すること。明石クリーンセンターへの運搬を除き、現場外へ搬出することは認めない。明石クリーンセンターで計量した伝票は、整理したうえで監督員に提出すること。本業務委託費に1t分の処分費が含まれている。処分量に変更があった場合、監督員と協議のうえ、契約変更の対象とする場合がある。

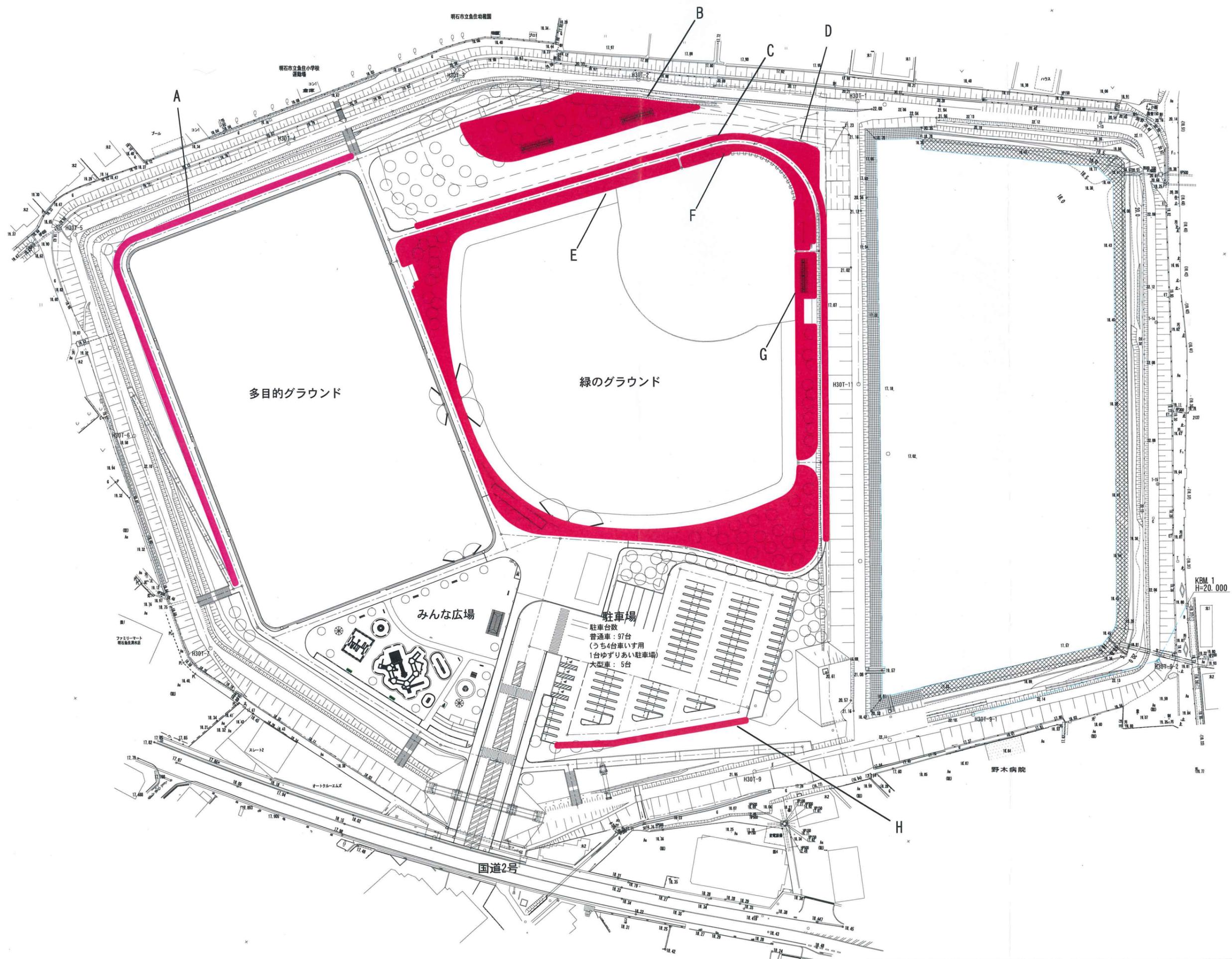
14 業務中第三者に損害を与え、または他の公私構造物で担当係員の指示なく破損あるいは処分したときは、請負者の負担を持って担当係員の指示に従い、復旧もしくは損害を補償しなければならない。また委託業務作業に起因する損害を生じた場合も同じである。

## 15 業務完了後の責任

乙は本業務完了後においても、不備が発見された場合は速やかに手直しをしなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。



位置図



①面積算定

A	101.660868	m2	機械除草Ⅰ
B	828.195048	m2	機械除草Ⅱ
C	131.5908	m2	機械除草Ⅰ
D	83.729124	m2	機械除草Ⅱ
E	1647.309924	m2	機械除草Ⅱ
F	158.590008	m2	機械除草Ⅱ
G	346.24116	m2	機械除草Ⅱ
H	31.98798	m2	機械除草Ⅰ

※機械除草Ⅱのうち10%を人力除草とする

人力除草	306	m2
機械除草Ⅰ合計	265	m2
機械除草Ⅱ合計	2758	m2

合計

肩掛け	265	m2
ハンドガイド	3064	m2

①処分量 除草1m<sup>2</sup>あたり0.5kgとする。

$$3,300\text{m}^2 \times 0.5\text{kg} = 1.7 \text{ t}$$

②運搬距離 6.3km (明石クリーンセンター)